

号

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(道路運送法施行令の一部改正)

第一条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号二中「場合」の下に「又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のもの（以下「不定路線事業」という。）である場合」を加え、同項第三号中「同条第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、同項第四号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、「又は」の下に「運賃若しくは」を加え、同項第十四号、第十六号、第二十一号及び第二十三号から第二十六号までの規定中「場合」の下に「又は当該事業が不定路線事業である場合」を加え、同項第二十七号中「第三十八条第二項」を「第三十八条第一項又は第二項」に改め、同項第二十九号中「場合」の下に「又は当該事業が不定路線事業である場合」を加え、同項第三十号中「である場合」の下に「又は当該事業が不定路線事業である場

合」を加え、同条第二項第四号中「もの」の下に「及び不定路線事業」を加え、同条第四項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業に関するものうち次に掲げるもの」を「路線の新設」に改め、同号イからハまでを削る。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条の表第七十八条の項を削る。

（首都圏整備法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）」を加える。

一 首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第七条第四号

二 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十一条第六号

三 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十二号

四 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十

四号）第三条第十二号

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十二号

（道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者」を「第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）を経営する者」に改め、同項第九号中「道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（第十二号において単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

（自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令の一部改正）

第五条 自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和三十四年政令第三百二十号）の

一部を次のように改正する。

第一条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。次条において同じ。）」を加える。

（道路交通法施行令の一部改正）

第六条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業」を「第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行」に改める。

第二十六条の三の二第四項第七号中「第八十条第一項ただし書の規定による許可を受けて」を「第七十条第二号又は第三号に掲げる場合に該当して」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第七条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第八十条第二項（有償運送の禁止及び賃貸の制限）」を「第八十条第一項（有償貸渡し）」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第八条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハの表二の項中「第八十条第一項」を「第七十八条」に改める。

附 則

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

理 由

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業等に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任する等所要の規定を整備する必要があるからである。